

2021年5月18日

都道府県ライフセービング協会
加盟クラブ 各位

2021年夏季をむかえるにあたって

～Covid-19 危機下における海岸利用者の安全対策について～

公益財団法人日本ライフセービング協会
救助救命本部長 石川 仁憲

わが国には1,176ヶ所の海水浴場（海上保安庁調べ）があり、このうち約200ヶ所の海水浴場でライフセーバーが活動しています。2015年～2019年の統計データ（平均値）によれば、ライフセーバーが活動する海水浴場では、Preventive Action（意識ありの溺者の救助）は2,318件／年、Emergency Care（意識なしの溺者の救助）は平均27件／年であり、これらの救助は主に離岸流や冲向きの風が原因です。また、ライフセーバーは溺水だけでなく、クラゲやエイなどの刺胞毒、熱中症、擦過傷、切創、捻挫、打撲など様々な傷病に対する応急手当も行っており、その件数は、救助件数より1オーダー大きい18,340件／年、また救急搬送は139件／年です。一方、ライフセーバーによる溺水の目撃があり、直ちに救助された心肺停止傷病者の社会復帰率は59%＊であり、一般市民により応急手当が実施された場合の16.4%＊＊に比べて高いという調査結果があります。この場合のライフセーバーによるCPR開始までの平均時間は4.2分であったことから、溺水の際は迅速な救助が求められます。

海水浴場では、このような救助や応急手当が行われていますが、2020年度は、全国の約40%の海水浴場が不開設、ライフセーバーが活動する海水浴場では60%が不開設（ライフセーバーが活動しなかった海水浴場は46%）となりました。海水浴場が不開設の場合、海岸の安全管理は、海水浴場開設者（市町村、組合等）から海岸管理者（都道府県、一部市町）が行うこととなります。しかし、「海岸法」には、海水浴などの公衆の安全利用について十分言及されていません。海水浴場での公衆の安全利用については、海岸管理者が作成した水浴場条例や要綱、市町村が作成した条例や規則等によって明文化され、それを基に市町村や組合等が海水浴場を開設し、その環境下で安全管理が行われてきました。しかし、これらは海水浴場を対象にしたものであり、海岸への適用を想定したものではありません。したがって、例えば神奈川県では、関係機関（県、市町村、海保、警察、消防、ライフセーバー等）が協議を重ね、これら機関が連携し、Covid-19対策（3密回避、手洗い、消毒、咳エチケット）に加えて、海水浴場不開設における安全管理（合同パトロール、ライフセーバー配置、エリアマネージャーによる連絡体制強化、エリアフラッグ等）が行われました。

ここで、海水浴場が不開設であれば、海岸を閉鎖するという考えもあるかもしれませんが、しかし、海岸は自然公物、自由使用の場であることも考慮すれば、海岸への立入規制といったり

スク回避ではなく、いかに海岸利用に関するリスク低減を図れるかが求められます。この場合、海水浴場では心肺蘇生が必要な溺水 20～30 件、救助 2,000～3,000 件、応急手当 15,000～25,000 件が起きており、ライフセーバーが活動していない海水浴場も含めればさらに多くのインシデントが想定されます。迷子や津波避難なども含めて、海辺の事故防止のためにはこれらの潜在リスクへの対処が必要となります。

2020 年度は、海水浴場の開設・不開設、Covid-19 感染対策などの課題を抱えながら、各地の海水浴場、従来の海水浴場では様々な安全対策が行われました。2020 年度のライフセーバーの活動データによれば、ライフセーバーが活動した海水浴場数は従来の 54%であったのに対し、救助件数や応急手当の件数は 10～20 %と少ない結果となりました。この理由として、利用者数が少なかったことや波が静かなシーズンであったこと以外に、都道府県、市町村、メディアなどが、TV、インターネット、回覧など様々な媒体を通じて利用者に注意喚起を行ったことが事故防止に繋がったと考えます（リスクの認識）。一方、意識ありの溺者の救助は例年に比べて少ないものの 284 件あり、仮にライフセーバーが活動していなかった場合は、重大な溺水事故に繋がった可能性があります。

	2015-2019 平均	2020
海水浴場数	199	107 [54 %]
総利用者数	9,862,220	1,773,398 [18 %]
延 LS 数	45,379	13,877 [31 %]
Preventive Action（意識ありの溺者の救助）	2,318	284 [12 %]
Emergency Care（意識なしの溺者の救助）	27	6 [22 %]
FA（応急手当）	18,340	1,803 [10 %]
救急搬送	139	28 [20 %]

海岸はそもそも危険性が内在する自然公物ですが、自由使用の場であり、子どもたちをはじめ多くの人々にとって様々な学びや経験を与え、心身の健康維持に欠かせません。一方で先に述べたように、溺水の際は迅速な救助が必要です。安全・安心な海岸づくりのためには、海水浴場の開設、不開設に限らず、海岸全域の海岸利用に対する安全管理が求められます。

2021 年の夏季をむかえるにあたって、あらためて Covid-19 感染予防対策、海岸利用に関するリスクへの対処が求められています。都道府県ライフセービング協会、ライフセービングクラブの皆様におかれましては、2020 年度の活動内容や「新型コロナウイルス感染症に対するライフセーバーの水浴場監視救助活動ガイドライン 2021（2021 年 5 月 11 日）」を参考に、海岸利用者の安全対策について、海岸管理者や海水浴場開設者、公的救助機関と協議を進めて頂きますようお願い致します。

* T. Komine, H. Tanaka, H. Takyu, T. Kinoshi, S. Gotoh, E. Sone, R. Sagisaka, T. Ishikawa, S. Shimazaki; Effectiveness of surf lifesaver on OHCA occurred by drowning on the beaches in Japan. *8th Asian Conference for Emergency Medicine*.

** 総務省消防庁「平成 29 年度 I 救急編」